

島根県報

平成20年 2 月19日 (火) 号外 第 6 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

監査公表

平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第1号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第 6 項の規定に基づき、島根県知事から平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年2月19日

 島根県監査委員 福 間 賢 造

 同 大 屋 俊 弘

 同 山 﨑 悠 雄

 同 谷 本 敏

平成18年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件 県税の賦課徴収事務について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等 次のとおり

監 結 果 杳

措置等の内容

報告書中

第2章 監査の結果及び意見の概要

- 2 組織
- ① 県税事務の執行体制について

総じて、島根県の税務職員の人数は少ないなかで、一 がら、小規模事務所は人数的に厳しく、窓口業務と出張 業務の調整が難しかったり、現年分の事務処理に追われ 滞納繰越分の徴収が追いつかなかったりと大変である。 平成19年度からは、所得税から個人住民税への税源移譲 が予定されているので、他の部署などから人数の増員を することも検討すべきである。

人ひとりが業務をかなり手際よく行っている。しかしな|月に地方機関の抜本的見直しを行ったところである。県税 事務の執行体制については、「県税部門の機能強化及び効 率化を図るため、課税機能を東部・西部の県民センターに 集中化する。納税機能は、県民の利便性を考慮し、従来の 7 圏域単位に置く。」という方針に基づき、現在の体制と している。

地方分権の推進や厳しい財政状況を踏まえ、平成18年4

市町村が県民税分を併せて賦課徴収する個人住民税の税 源移譲については、引き続き、市町村職員を対象とした滞 納整理事務研修を開催するとともに、市町村職員との相互 併任制度の運用など市町村税務職員のスキルアップを図る ことにより徴収の確保に努めている。

また、県民センターへの専任スタッフ配置による特例滞 納整理の実施など、効率的な組織人員体制をとっている。

② 県税事務のノウハウの継承について

島根県では、一般的に3年で人事異動があるため、ノ も控えており、若手や中堅の研修を充実させると共に、 団塊の世代の大量退職対策として、再雇用、定年延長を 検討すべきである。

職員の異動にあたり、若手職員については、長期的かつ ウハウの蓄積が難しい。さらに、団塊の世代の大量退職|計画的な養成の視点に立ち、行政全般にわたる様々な経験 を積むことができるよう概ね3年以内で異動させることと しているが、中堅職員以上については、過去の勤務実績等 を勘案の上、適材適所の配置を行うこととし、高度専門化 する行政ニーズに対応するため、必要に応じて、3年を超 えての異動も行っている。

> 行財政改革を強力に進めている中にあって、退職者の再 雇用等が行える状況下にはないが、管理職及び若手職員の 指導的立場にあるGL級・企画員級職員への税務経験者の 配置や税務専門研修の充実などにより、担当職員の育成と 県税事務のノウハウの継承を図るよう考えている。

> 要所にベテラン職員を配置し、ノウハウの承継に努めて いる。

> また、初任者や中堅職員に対する体系的な研修プログラ ムを設けており、引き続きその充実に努めている。

3 管理に関する事項

① 徴税吏員証・検税吏員証について

各税務職員が自分で徴税吏員証・検税吏員証を管理し ているが、徴税吏員証・検税吏員証がきちんとあるかどく。 うか確認することは、現在年度替りの時期(年度末)の がきちんとあるかどうかの確認を毎日、少なくとも毎月 は行うべきである。

② 領収証書綴りについて

収入分任出納員領収証書綴り(本税分)、歳入歳出外 ないといけないのに、これが無いため、領収証書のナン バー(番号)が重複していた。また、担当者のかばんに 領収証書綴りが入ったままになっているケースがあっ つながるおそれがあるため、改善する必要がある。

徴税吏員証及び検税吏員証の適正な管理を徹底してい

具体的には、税務職員自らの適正な管理義務の徹底とと 年1回だけということである。徴税吏員証、検税吏員証|もに、所属長は証票の所持管理の状況を毎月確認すべきこ とを平成19年6月29日に総務部長名で通知した。

在庫の領収証書綴りにはナンバリングするとともに、今 現金領収証書綴り(差押分)に最初からナンバリングが「後印刷する領収証書綴りは予めナンバーを印刷することと し、領収証書のナンバーが重複することがないよう措置す ることとした。

また、事務処理要領に領収証書の保管場所(鍵付き保管 た。現時点で不正はないが、このようなことは、不正に「庫)を規定し、平成19年6月29日に総務部長名で通知し

4 研修

① 研修プログラムについて 研修プログラムは適切なものが用意されており、また 運用も適切であるといえる。

② 研修の意義について

地方分権の時代にあって、自主財源である地方税収入 の確保が極めて重要な課題となっており、税務職員には 地方税制度やその運用についての専門的知識の習得と、 公平な税務行政を推進していくことが求められている。 そのためにも、研修は必要不可欠なので、今後も研修は 定期的に必要に応じて行う必要がある。

現在、税務オンラインシステムにより、業務がある程 度標準化されているが、税務オンラインシステムに頼り すぎると、税の課税・徴収手続の根拠となる法令等を見 落としがちになるおそれがあるため、研修において法令 を再認識することは有益である。

③ 税務職員の配置について

税務には税の知識のみならず、企業会計の知識や法律 までが要求される。しかしながら、税務職員のすべてを 専門家とするのは現実的でない。要所にキャリア10年以 上の専門的な職員を置くのが現実的である。

引き続き、研修の充実に努める。

引き続き、研修の充実に努める。

要所にベテラン職員を配置するよう心がけている。

5 新税導入

① 新税導入プロセスについて

新税は、島根県税制検討会や島根県地域環境税制懇話 会において十分検討された結果、導入されたといえる。

② 新税導入の大前提について

多くの県民の期待に応えたい。

地域の問題を住民が負担して解決するという新税の導 入は、地方分権や地方の自立という観点からは評価でき るが、徹底した歳出削減が大前提となる。新税は特定の 政策課題を前進させる原動力にはなるが、本来の意味で の財政再建には一層の歳出削減努力が不可欠である。

平成16年10月に、構造的収支不足を圧縮し、財政再建団 体への転落を回避するため、中期財政改革基本方針を策定 し、かつてない大胆な財政改革を強力に実施した。その取 り組みの一環として、新税を導入したが、同時に、給与の 特例減額や職員定数の削減など行政内部の徹底した改革に 加え、公共事業費はもとより、医療・福祉・教育の分野を 含めあらゆる事業について歳出削減を行った。

6 個人県民税

① 相互併任制度について

個人住民税は、市町村民税と個人県民税をあわせた額 良し悪しが県民税の徴収率の良し悪しにつながる。個人 県民税の徴収率を向上させるためには、市町村と連携を 深める必要があり、平成18年度からは「相互併任制度」 を実施している。この制度により、市町村の徴税吏員の 徴税スキルが向上し、個人市町村民税及び個人県民税の 徴収率が向上することを期待したい。

平成18年度から導入した相互併任制度は、初年度に4市 を市町村が賦課徴収するため、市町村の賦課徴収事務の | 町との間で実施し、平成19年度も4市町との間で実施す

> この制度の終了年度の平成22年度までに、ほとんどの市 町村との間で実施し、市町村徴税吏員の徴税スキルの向上 に繋げたいと考えている。

7 個人事業税

申告書の転写作業の効率化について

個人事業税の賦課決定において行われる税務署におけ る資料収集については、今後、電子申告の普及が徴税コ ストを抑える切り札になると予想される。県としても電「ング」として提供要請した。 子申告の普及を訴え情報収集コストを押さえると共に、 普及までの暫定的な手法として、税務署における申告 データを「イメージファイリング」として提供してもら うことを税務署側へ働きかけていただきたい。なお、や「望していくとのことでした。 むを得ず現行通りの複写を行わざるを得ない場合には、 効率的な作業手順と臨時職員対応によるコスト削減も検 討されたい。

② 賦課事務について

東部県民センターで書類を査閲したところ、「国税 データ明細票」において、「賦課」又は「失格」の判断 を行った担当者の押印が無く、責任の所在が不明なまま となっており、また、判定となる数値が蛍光ペンで書か れており読解に困難な記載となっていたので、事務の経 緯について明瞭に記載されると共に、責任の所在を明ら かにする意味でも処理者・承認者の捺印を明細票に留め るように改められたい。

③ 賦課決定のための報告書について

個人事業税の賦課決定にあたり、不動産貸付業など税

平成19年5月11日に開催された、第5回島根地方税務協 議会幹事会の議題として申告データを「イメージファイリ

国税庁はシステムの容量から確定申告書 1表以外の電子 |データ化の計画はないとのことであるが、広島国税局とし ては地方公共団体の強い要望を受け、引き続き国税庁へ要

なお、現行の方法による作業は、従前から効率的な作業 手順や臨時職員での対応等コスト削減に努めているが、今 後ともコスト削減となるよう努める。

賦課又は失格の判断を行った担当者がわかるように、 「国税データ明細票」の賦課入力欄又は失格入力欄に押印 するとともに、個人事業税賦課確認表で賦課資料を確認し た者は、確認欄に押印するよう平成19年6月4日に事務処 理要領を改正した。

また、事務処理の経緯は、明瞭に記録するよう平成19年 6月11日に開催した担当者会議で徹底した。

平成19年6月11日に不動産貸付業などに対する照会文書 務申告データのみで賦課すべきか否か不明な場合、照会|様式を統一するための担当者会議を開催し、その場で合意 の文書で確認されているが、書式を東西県民センターで「した統一様式を今年度から照会文書として使用するととも 共通にすべきである。

また、文書返送が無い場合の対応について、納税者と トラブルにならないように、対応の履歴等を明瞭に記録 しておくことが必要である。

④ 無申告者に対する捕捉について

所得税において確定申告が不要な納税者でも、個人事 業税では課税対象となることもあり、過去の所得状況や 広報活動により無申告者の捕捉に努めるべきである。

⑤ 業種の認定について

個人事業税が限定列挙された事業に限って賦課される 税目であることから、特に業種の判定は慎重にならざる を得ないところである。サンプリングによる書類の査閲 を行ったところ、判定が困難な事案が多くあり、また、 事業種類の認定誤りもあった。少なくとも同じような業 種・業態において東西県民センターでその取扱いが異な ることだけは避けなければならず、その為にも税務課に おいて各県民センターからの問い合わせがあったものに ついてケーススタディによるデータベース化により、県 下統一的な判断ができるようにしておくべきである。な お、業種限定列挙に対する課税に関しては問題があると 思われ、「課税の公平」の見地から、また賦課決定作業 の簡略化のためにも他の自治体とも協議しながら、地方 税法改正に向けて関係官庁に対して働きかけていただき たい。

⑥ 個人事業税の分割事業者について

個人事業者で他府県に事務所等を有する個人事業者、 合においては、当県への税収に繋がるため、担当部署に おかれては、普段から求人情報等での情報収集を徹底さ れたい。

⑦ 納期の見直しについて

個人事業税の納期は、原則8月及び11月中とされ、本 県においてもこれが適用されている。しかしながら、第 2期の11月は所得税の予定納税(2回目)と重なり、納 税者にとっては特定月に資金需要が集中することから、 第2期の納期を10月に繰り上げることも徴税率を上げる

に、不動産貸付業及び駐車場業にかかる通達を改正した。 他の様式についても事務処理要領に規定した。

また、事務処理や対応の履歴等を明瞭に記録するよう指 導するとともに、上記担当者会議でも徹底した。

過去 2 年間の課税記録を「個人事業税賦課資料収集リス ト」として出力し、捕捉漏れを防止している。

また、所得税を申告する必要がなく、市町村税のみ申告 が必要な者には、今年度から各市町村に個人事業税の課税 対象となる者の照会をしている。

なお、個人事業税のあらましを各市町村窓口に配布する とともに、今年度からは各市町村が発行する広報誌への掲 載について協力を依頼している。

業種認定の事例集は全国ベースのものを配布している。 また、各県民センターから過去の取扱い事例を収集し、 データベース化するための検討会議を経て、統一的な取扱 いを各県民センターに通知した。

なお、現行の業種限定列挙方式課税のあり方について は、平成19年3月に全国地方税務協議会から提出された報 告書を詳細に検討し、平成19年8月23日に開催された中国 5 県税務担当課長会議の議題とし総務省の見解を問うたと ころですが、積極的な回答ではないため、今後とも、他の 自治体と協議しながら、機会を捉えて総務省に働きかけ

他府県に事務所等を有する個人事業者についての賦課漏 特に県外の個人事業者が本県内に事務所等を設置した場|れを防止するため、県内に事務所等を設置した情報をT V・ラジオ放送、新聞・雑誌の記事、折り込み広告などで 捕捉するよう平成19年6月4日に事務処理要領を改正し、 各県民センターに通知した。

平成19年3月に、全国地方税務協議会がまとめた報告書 では納期の見直しが提起(第1期納期を8月から9月へ) されており、それに対する国の対応と各県の取扱状況を平 成19年8月23日に開催された中国5県税務担当課長会議で 確認したところ、第2期の納期を10月にしているのは1県 ための手法として考えられ、納税者の利便性を考慮しな \mid のみで、他は原則どおり第1期は8月、第2期は11月とし がら適切に対処されたい。

⑧ 口座振替の推奨について

平成17年度における個人事業税の口座振替による納付 は、件数割合で25.2%、税額割合で31.2%である。期限|ラシを同封している。 内納付率が向上することは、県の適正な財政運営に寄与 することとなるだけではなく、本来徴税担当者が対応す べき滞納者へのアプローチが増すことにつながることか らも有益であり、今後口座振替制度のPRを積極的に 行っていただきたい。

8 法人県民税・法人事業税

① 申告納付に関する事務手続きについて

法人二税で閲覧した申告書全てにおいて、記載内容の 点検を赤ペンでチェックし確認した形跡があるものの、 処理者の押印又は署名が無く、誰が担当したのかわから ない点が気になった。事後で何か問題が発生した場合を 想定すれば、責任の所在は明確にしておくべきで、税務 課の主導により、県下両県民センターの統一的な処理手 順として確立され、改められるようにされたい。

② 不申告法人、休業・清算中の法人に対する申告及び決 定について

法人県民税の不申告法人について、税務署・市町村等 と連携しながら、実態調査の強化、申告慫慂を積極的にしし、早期に適切な処理を進める。 行っていただきたいし、実質的に事業活動の実態がな 法人については、実態を調査した上で該当企業には速や かに休業の認定を行う等、課税事務の円滑な運営を図ら「項とすることについて意見の一致を見なかった。 れたい。また、法人税額のある無申告法人に対する決定 のみを単独で決定処分ができるよう、他の自治体とも協 議の上、関連官庁への働きかけを行っていただきたい。

③ 都道府県知事の調査による更正及び決定について 都道府県知事には、自主決定法人に対する調査により

ている。

また、総務省としては、所得税との支払い月の重複を もって、納期を変更する考えはないとのことである。

本県としても、10月は個人住民税の第3期の支払い月で あることや、第1期と第2期との間隔が短縮することによ る納税義務者の負担もあること等を考えると、現時点では 納期の変更は困難と考えている。

これまでも納税通知書の発付に際し、口座振替の案内チ

また、納税貯蓄連合会の広報誌上で、口座振替制度のP Rを実施しているが、今後、効果的な新規のPR方法の導 入について検討する。

平成19年6月4日に事務処理要領を改正し、申告内容の 入力担当者の責任の所在が明確になるよう処理担当者の押 印を義務づけ、各県民センターに通知した。

引き続き、不申告法人に係る実態調査と申告慫慂を徹底

また、均等割額のみの単独決定処分に関して、国へ法改 く、清算処理も資金面その他の事情により出来ていない|正を要望することについては、平成19年8月23日開催の中 国5県税務担当課長会議で議題として提出したが、要望事

オブザーバー参加の総務省は、「平成17年度に、同様の 処分については、県税の早期徴収のためにも、均等割額 | 要望について検討したことがあるが、税の根幹に関わる問 題との指摘もあり、現在は積極的な検討は行っていな い。」とのことである。

> 今後は、「総務省の協力も得て、全国的な状況を確認の 上、国税当局の運用面で対応できる点については国税当局 へ協力を求めていく。」(会議のまとめ)との方針によ り、国税当局の協力を得て、早期の課税、徴収に努める。

平成18年度に各県民センターが策定した中期調査計画に

更正及び決定を下す権限が与えられているが、十分調査│基づき3ヶ年で該当する調査対象法人を全て調査する。 されているとは言い難く、該当企業へは毎年とは言わな いまでも、予定を組んだ上での計画的な臨場検証を行う よう改められたい。

④ 外形標準課税により申告をしている法人についての適 法性

外形標準課税の対象となる法人数は、平成16年の制度 導入後、意図的と捉えられる減資により適用対象から外 れた法人が急増し、県内本店法人・県外本店法人共に減 少していることが窺える。これらの法人についても調査 による更正及び決定が可能であり、実施計画に沿って、 早期に計画的な臨場検証が行われることを期待すると共 に、検証の結果誤りがあった場合には、該当事例を東西|報が共有できるよう税務課で取りまとめ適宜通知する。 県民センター間での共有情報として活用し、以後の調査 に役立てていって欲しい。

⑤ 法人県民税均等割の課税免除について

本県における法人県民税均等割の課税免除措置につい ては、2つの条例によって規定されているが、査閲の結 果、NPO条例第2条による課税免除について、適用要 件として規定された書類が添付して無いにもかかわらず 免除を適用した法人があったので、この部分について改 善を図られたい。また、損益計算書を求め、計算内容の 正確性を検証すべきである。

⑥ 特例条例に基づく県税の課税免除・不均一課税の適用 について

特例条例に基づく県税(法人事業税)の課税免除・不 均一課税については、適切に処理がなされていた。本制│は、主として商工労働部を通じてPRが行われている。 度は製造業等の生産設備の新設・増設による雇用の拡大 等を狙った優遇措置であるが、課税免除等の申請期限は 決められており、過ぎると事後での申請及び宥恕規定に よる救済はできないことから、免除・軽減の対象と思わ れる企業には当制度を積極的にPRU、投資と雇用の促 進に役立たせることが必要であると思われる。

⑦ 医療法人等に関する所得計算の特例について

医療法人については、社会保険診療等に係る非課税規定 があることから、所得の内訳を詳細に知る必要がある。 添付書類の内、「医療法人等に係る所得区分計算書」を 今年度変更され、収入の内訳を詳細に記述するための添 付資料が3部追加されている。しかし、作成代理をする 税理士の中には、新設された3枚の様式が計算ソフトに「ページでエクセル計算様式を公開している。

平成18年度に各県民センターが策定した中期調査計画に 基づき3ヶ年で調査対象法人を全て調査する。

また、調査の視点、取り扱いを統一する観点から全国地 方税務協議会が毎年各県から情報を取り寄せて作成する事 例集を共有して調査事務に活用している。

なお、特異な事例があった場合は、各県民センターで情

「貸借対照表」が添付されていなかった2法人について はその書類を提出させている。また、平成18年度は全ての 法人からの申請書に必要書類が添付されていることを確認 している。

なお、NPO条例による課税免除について、県税条例に よる課税免除と同様に損益計算書の写しを添付書類とすべ く、平成19年3月30日付けで県税条例施行規則の改正を行 うとともに、平成19年5月10日に事務処理要領を改正し、 各県民センターへ通知した。

特例条例に基づく県税の課税免除、不均一課税について

また、市町村のPR活動もある。

なお、家屋評価のために現地調査を実施した際に特例条 例に該当すると認められる場合は、パンフレット等により 周知している。

平成19年1月に様式改正を実施したが、平成19年4月1 日開始事業年度以後を新様式で申告するよう1年の経過措 置を設けた。(旧事業年度分でも新様式を使用することは 可能)

また、関係者への周知に努めるとともに、県のホーム

対応しておらず、結果として計算できない、又は相当時 間をかけて集計しなければわからないといった問題が予 想されることから、今後の提出状況をみながら適切に対 応していただきたい。

⑧ 法人県民税利子割の還付手続きについて

「法人県民税利子割額」の還付については、現在、法 いる。平成19年4月1日改正により、均等割額との相殺 納付が可能となることから、改正法施行前から適切な広 報活動をされることにより、還付件数の減少による事務 の効率化に努めていただきたい。併せて、法人二税の領|を記載したチラシを同封するなど広報に努めている。 収済通知書(納付書)にも工夫され、法人税均等割額等 との相殺納付をイメージできるように改められたい。

平成19年4月1日以後開始する事業年度分から均等割額 律に則り非効率な処理を行わざるを得ない状況となって | との相殺納付が可能となったが、法人 2 税の領収済通知書 (納付書)は地方税法の規則様式であるため、これを改め ることは現在のところ困難である。

このため平成19年4月からの申告書の送付時に改正内容

9 不動産取得税

① 不動産取得申告書の処理について

不動産取得申告書は、正確に処理されており、また、 減額・減免の決裁については複数の者の承認がきちんと あった。

② 市町村への業務移管(150㎡以下の非木造家屋)につ いて

非木造家屋については、平成17年度までは、県民セン ターの課税グループが評価を行っていたため、遠方の市 町村にある非木造家屋の評価については時間的・経済的 に不合理であった。平成18年度からは、150㎡以下の非 木造家屋については、市町村が不動産評価を行えるよう に業務を移管することとしている。このことは、好評価 でき、この評価業務の移管が、できるだけ速やかになさ れることを期待したい。

③ 広報の充実について

新たに不動産を取得しようとする人が、不動産取得税 産取得税についての広報を充実させるとともに、不動産|ど、納税者等に対して広報を実施している。 業界、建築業界、金融機関など不動産の取得に関連する 業界と連携するなど、不動産取得税への理解を深めてもり的な広報・連携に努める。 らう方策を検討するべきである。

引き続き、適正な事務処理に努める。

市町村の理解を得て、さらに見直しを進める。

不動産の取得申告の慫慂時にはパンフレットを同封し、 に関する知識の不足から滞納者とならないように、不動「市町村による家屋評価時にもパンフレットを配布するな

また、パンフレットを関係業界へ配布する等、より効果

10 自動車税

① 単純な事務作業の外部委託について

納税通知書に関しては、発送後3日間は、住所変更な ど単純な事務作業に係る電話が多いことから、その期間 | 託は困難と考えている。 を臨時職員や外部委託等で対応することも考えるべきで 純な作業ではあるが、事務負担は多大であることから、

現行体制でも対応できており、臨時職員の雇用や外部委

なお、平成20年度から納税者の利便性を向上するためマ ある。なお、納税通知の準備(印刷・封入作業等)は単|ルチペイメントを導入することとしているが、これに伴う 納税通知書の様式変更により、全ての納税通知書について 費用面・情報漏えいに注意したうえで、外部委託を一考|新たに封入・封緘作業が発生し、事務が膨大になる。 すべきである。

② 督促作業の外部委託について

未納者に対する督促作業について、外部委託の検討を あることから、自動車税の督促についても外部委託を検 討することを期待したい。

③ 期限後納付への対応について

自動車税については、意図したと思われる期限後納付 ないが、期限内に納付する者との課税公平のためにも、 その額を引き下げることも考えられる。また、県税にお ける督促手数料を徴収できるよう、県条例の改定を提案 する。

④ 輪留めの活用について

滞納者に関しては、平成18年度各事務所に導入された 輪留めを積極的に活用すべきである。

⑤ 徴収の連携について

このため機械による封入・封緘作業ができる業者へ業務 委託する方向で検討していので、これに併せて納税通知書 の発送作業についても、外部への委託を検討している。

自動車税の督促状は毎年度約4万通程度発付され、その されたい。国民年金の徴収に関して成果を上げた事例も │ 発付(例年7月20日前後)以降、催告書の発付(例年8月 下旬)、差押え予告書の発付(例年10月下旬)等、文書に よる納付催告を実施しているが、効率良く収納するために は、何よりも早期に納税の催告を行うことが肝要であり、 督促状発付後、なるべく早期に電話による催告を行うこと が望ましいと考えている。

このため現在でも、職員全員での対応をしている。

外部委託に関しては、納税者の個人情報の保護、守秘義 務をどう担保するか、さらには財政負担の増など、解決す べき課題があり、慎重に検討したい。

地方税の延滞金の端数計算については、地方税法第20条 が多い。現在、延滞金は、1,000円未満は賦課されてい|の4の2第5項にその規定があり、千円未満は切り捨てな ければならず、この額を引き下げるには地方税法の改正が 必要である。

> また、督促手数料は、督促状発付に係る郵送料等に限定 される実費弁償という手数料の本来の性格から、その徴収 は地方団体の判断に任せるのが適当であるとして、昭和38 年の地方税法の改正で、「条例の定めるところにより徴収 しなければならない」との規定から、「条例の定めるとこ ろにより徴収できる」に改正されている。

> 本県では、当時の法律改正にあわせて、督促手数料の徴 収規定を削除している。

> 他の都道府県においても同様な対応をしたものと考えら れ、現時点でも督促手数料を徴収している都道府県はな

> なお、督促状の発付件数から想定される手数料収入金額 と電算システム改修や各種様式変更に伴う経費等とを比較 考量し、督促手数料の徴収規定を設けることは考えていな 110

> 輪留め、いわゆるタイヤロックの器具は、18年度に各県 民センター・事務所に各1台、計7台配備したが、19年度 には需要が多く見込める東部県民センターに5台追加配備 を行い、積極的な活用を図っていく。

税金を税金以外の公共料金とあわせて徴収すれば、徴 収コストを削減でき、また、徴収率を向上できると考え られる。公共料金(社会保険料、水道料)や市税徴収と 連携すべきである。

⑥ 滞納状況について

滞納状況の情報公開も検討すべきである。

⑦ 関係機関への働きかけについて

制度上の課題として、使用者の車を差し押さえること (国に東京都が要望)や車検時徴収(自動車重量税と同 じ)が実現するように、関係機関に働きかけていただき たい。

⑧ 身障者減免について

身障者減免について、各事務所で対応可能なように キによる返信に頼っているが、不正減免を防止するため「適宜確認調査を徹底する。 に、何台かは抜き取りで現況調査をすべきである。

9 住所移転時について

住所移転時には、自動車税まで考えて、住民票(転 出)の受付時に自動車税関係の書類を渡すように市町村 している。 に依頼されたい。また、しまね電子申請サービスによる べきである。

⑩ 租税教育・租税広報の充実について

徴収率向上のための租税教育、租税広報を充実し、納 のPRを行い、税金が行政サービスの財源になっている ことを啓発したり、口座振替制度の促進をPRするなど 情報提供に努めるべきである。

税と公共料金、また、税であっても県税と市町村税とで は対象者などが必ずしも一致しないことに加え、差押え等 の自力執行権が付与されている租税・公課債権とその他の 債権とでは事務手続きが異なることから、別個の組織での 対応が好ましいと考えている。

また、市町村との連携については、情報の共有化や徴収 技術の向上のための職員交流などに取り組んでいる。

県税統計書で情報公開しており、平成17年度決算分から は各課税年度ごとの最終的な徴収率も掲載することとし た。

所有者と使用者が異なる自動車の差押えを可能にするた めに、自動車登録ファイルの名義変更を地方団体が職権で |行えるようにとの要望については、16年度に東京都が主催 する「全国徴収サミット」において、道路運送車両法改正 に関する要望書を総務省、国土交通省に対し提出し、ま た、総務省に対する各県要望の中でも富山県などが提案し ているところですが、実現に至っていない。

また、車検時徴収については、中国ブロック税務課長会 議から総務省都道府県税課へ提出した要望書に取り上げて いるところですが、実現は極めて困難であると思われるの で、引き続き機会を捉えて要望していく。

平成16年4月1日付けの総務部長通達で「照会事項につ チェックリストが作成されているが、適用誤りが無いよしいて変更報告があった場合又は報告について疑義がある場 うに特にフォローされたい。継続適用については、ハガ│合は、事実関係を調査」することとしているので、今後、

平成19年3月に市町村に対し窓口でのチラシ配布を依頼

来年度からは納税通知に際し、しまね電子申請サービス 変更や電話での変更が可能である旨のアナウンスを行う「に加え、電話による手続きができることをお知らせする。

国、市町村も参加している租税教育推進協議会で、中学 税意識の高揚を図るべきである。県民一人あたりの予算|生、小学生向けの啓発テキストを作成して、租税教室等で 活用している。

> また、毎年度、広報用冊子「知っておきたい県税の知 識」やチラシを作成配布するとともに県のホームページに も掲載しているが、引き続き情報提供に努めていく。

11 軽油引取税

① 他県との連携について

特約業者、元売業者の活動は、県内にとどまらず、県 化、公平化を図るべきである。

軽油引取税に関する全国、中・四国9県、中国5県の各 外に及ぶこともあるので、他県と連携し、課税の適正|レベルでの連携組織(軽油引取税全国協議会、軽油引取税 中国四国ブロック会議)の下、引き続き、課税の適正化に 努めていく。

12 ゴルフ場利用税

① ゴルフ場利用税納入報告書について

島根県内の全11箇所のゴルフ場のうち、3箇所につ き、ゴルフ場利用税納入報告書を閲覧し、台帳と突合し たところ、正確に処理されていた。

引き続き、適正な事務処理に努める。

② ゴルフ場利用税調定について ゴルフ場利用税調定については、複数の査閲がなされ ており、正確に処理されていた。

引き続き、適正な事務処理に努める。

13 道府県たばこ税

① 県たばこ税申告書の処理について

県たばこ税調定調書、県たばこ税申告書を閲覧したと ころ、県たばこ税の賦課徴収事務は正確に処理されてい た。

引き続き、適正な事務処理に努める。

② 手持ち品課税実態確認報告書について たばこ税の手持ち品課税実態確認報告書を閲覧したと ころ、たばこ税の手持ち品課税事務は正確に処理されて いた。

引き続き、適正な事務処理に努める。

③ 実施調査について

県たばこ税については、各県とも実施調査は行ってい かめるための調査を行うべきである。

ないとのことであるが、申告内容が正しいかどうかを確しるタバコ流通情報管理システムでチェックをしている。

④ 他県との連携について

たばこ卸売販売業者等の活動は、県内だけでなく県外 にも及ぶことがあるので、他県と連携し、課税の適正 化、公平化を図るべきである。

申告書内容の整合性については、全国共通システムであ さらに市町村たばこ税のデータとのチェックをしてい

14 核燃料税

① 事務処理について

核燃料税については収入未済額はなく、また賦課徴収 事務の手続は明瞭かつ簡易であり、誤謬の余地は見受け られない。適正に処理されているといえる。

引き続き、適正な事務処理に努める。

る。

15 産業廃棄物減量税

1 事務処理について

産業廃棄物減量税の賦課徴収事務は正確に処理されて いる。

引き続き、適正な事務処理に努める。

② 実地調査について

産業廃棄物減量税は、平成17年4月1日から施行され

平成18年度に各県民センターが策定した中期調査計画に

ており、本税が導入されてまもないため、制度の定着を「則って、適正に対処したい。 図るための指導を兼ねた実地調査は行われているが、本 格的な調査は今後計画的に行われるということである。 産業廃棄物減量税は新税であるから、研修等により、本「より、調査能力の向上に努めている。 税を十分に理解したうえで、実地の税務調査の際、産業 廃棄物の種類と容量を適切にチェックし、正しい申告が 行われているかどうか、十分に確認することが必要であ

また、税務課が主催する新任税務職員研修と、税務課が 作成したテキスト等による各県民センターでの実務研修に

16 水と緑の森づくり税

① 事務処理について

(12) 号外第6号

法人県民税の申告書を閲覧したところ、水と緑の森づ くり税は正しく賦課されている。

引き続き、適正な事務処理に努める。

17 徴収事務関係

① 自動車税の督促状について

島根県においては自動車税の督促状の発送が法の定め る期間内(納期限後20日以内)に行われていないが、こ のことは、法には違反しているものの、納期限後の納付 状況や費用対効果を考えると許されざる重大な違法とま ではいえない。

② 自動車税の納期内納付促進活動について

島根県は、平成16年度から、自動車税の納期内納付の 促進のため、納付窓口の延長等を実施している。自動車 税の期限内納付を促進するものとして、好評価できる。

③ マルチペイメントシステムについて

島根県は、平成20年度からは、ATMやコンビニエン スストアにおいて自動車税の納付ができるシステム(以一し、作業を進めている。 下、「マルチペイメントシステム」という)の導入を検 て便利なシステムであるが、過年度分の納付のこと等を 考えると土日の窓口開設や最終5月31日の窓口延長は、 従来どおり行うべきである。

④ 臨戸・納税折衝について

徴税吏員が、滞納者の自宅を臨戸し納税折衝を行うこ 味があるので、従来と同程度行うべきである。

⑤ 滞納の原因・その解消について 滞納の原因は、低所得による生活困窮が多いとのこと

様々な事情により、法に定める期間内に督促状を発送で きないことがあるため、この規定は訓示規定と理解されて いるところです。

自動車税の督促状は、例年7月20日頃に未納者に発付し ているが、法定納期限の経過後督促状発付までに納税通知 書に添付した納付書により相当数の納付があるので、費用 対効果の観点からも今後も同様な時期に発付したい。

納期内納付の促進に向け、引き続き、努力していく。 窓口延長の実施については、ラジオスポットや、当課か らの情報提供による新聞報道により周知を図りました。

マルチペイメントシステムは平成20年度の導入を目指

過年度分の納付につきましても、新年度以降に発行する 討している。マルチペイメントシステムは納税者にとっ|納付書はマルチペイメントシステムに対応するので、コン ビニエンスストア等での支払いが可能です。

> したがいまして、土・日の窓口開設や納期限となる5月 31日の窓口延長は、廃止する方向で検討したい。

殆どの善良な納税者には、自ら県税の窓口や金融機関の とは、捜索の準備、滞納者の納税意識を喚起する点で意│窓口において納税して頂いていることから、本県では、自 主納税あるいは公平性の観点から、集金的な臨戸は行わな いこととしている。一方で、滞納者の生活実態を把握した り、財産調査が必要な場合もあるため、従来にも増して滞 納者へ働きかけていく。

納税折衝や調査により、滞納者が多重債務者であり、い

合がある。納税者の多重債務の解消のために、弁護士会|護士、司法書士への相談を勧めるよう努める。 等と連携することも有効である。

⑥ 預貯金の差押について

預貯金の差押は、簡易・迅速に行うことができる。今 後も滞納者の預貯金の差押を、積極的に行っていくべきしとも積極的に対応する。 である。

⑦ 滞納処分(差押)の県内の状況について

滞納処分(差押)の状況をみると、島根県の各地域に|間の設定などで対応する。 よってばらつきがある。納税者間の公平のため、できる 限り島根県全体で統一的な方針をもって、差押を行うこ とが望ましい。

⑧ 自動車の差押について

自動車の差押につき、現行の道路運送車両法の解釈で は、ローン完済後も自動車登録上信販会社の所有権留保 | 採択され、国へ要望済みのものです。 となっている自動車を、買主(滞納者)の所有であると して差し押さえることはできない。今後、立法によって 問題が解消されることを期待したい。

9 捜索について

滞納者の生活状況等を見たうえで財産を所持している と思われる場合は、積極的に財産の捜索を行い、財産の「課が定めた、滞納整理指針により対応する。 発見に努めるべきである。

10 インターネット公売について

従来の公売では売却困難と思われる動産についても、 能性がある。今後は、島根県においても、インターネッ ト公売を積極的に利用すべきである。

① 執行停止に伴う即時消滅について

最近になって滞納処分の執行停止の場合で、徴収する ことができないことが明らかな場合であるとして、職権 で欠損処分されている事例(執行停止に伴う即時消滅) が増えてきている。執行停止に伴う即時消滅は、その言 葉のとおり、直ちに納付義務を消滅させるものであるか ら、慎重に検討されたい。

① 執行停止の取消について

島根県は、過去の滞納処分の執行停止の取消の件数に

であり、中には多重債務を抱えている者もあるとのことしわゆるグレーゾーン金利の過払金利分の払戻請求が可能で である。多重債務は、法的な手続によって解消できる場一あると思われる場合には、積極的に市町村の担当窓口や弁

平成17年度に税務課が定めた、滞納整理指針により今後

平成17年度に税務課が定めた滞納整理指針や徴収強化月

なお、滞納額の規模が違う事務所間で処理を統一するこ とは困難ですが、会議等で公平な対応について意思統一を 図る。

平成16年11月9日の全国徴収サミットで要望事項として

インターネット公売の導入に併せて、平成17年度に税務

インターネット公売については、平成18年12月から導入 インターネット公売であれば、より高額で売却できる可│し実績を上げているところであり、平成19年度は3回以上 は実施する。

> 地方税の滞納処分の執行停止は、地方税法第15条の7に 規定されており、執行停止の処分を行う場合には、滞納者 の財産、生活状況、収入状況などを調査して、法に定める 要件に該当すると認める場合に限り行うもので、今後とも 厳格な調査に基づき執行する。

> なお、滞納となって相当な時間を経過してもなお滞納整 理が完結に至らないものについては、滞納者の財産状況等 を改めて調査することとし、明らかに滞納処分が可能な財 産がなく、高齢等により就労することが今後とも不可能で あると客観的に判断できる場合には、執行停止を行い、滞 納額の縮減を図る。

執行停止中の滞納者の情報については、3年の消滅期日

ついて把握していない。執行停止の要件が消滅した場合は、納税者間の公平の観点からは、執行停止を取り消すべきである。ついては滞納処分の執行停止をした滞納者については、定期的に財産調査を行うべきである。

③ 特別滞納整理スタッフについて

島根県は、平成17年度から、滞納額が高額で滞納処分が困難な事案等について集中的に取り組む特別滞納整理スタッフを配置している。特別滞納整理スタッフは、事務の効率化と徴収率の向上に貢献している。

14 特例滞納整理について

島根県は、平成17年度から、個人住民税の高額滞納事案を市町村から引き継いで徴収する特例滞納整理を実施している。この特例滞納整理により、平成17年度は、13件、総額10,658,000円の徴収を行なうなど実績を挙げた。この制度の有効な活用を望む。

18 税務電算システム等について

 税務電算システムのセキュリティーについて 税務電算システムは、二重にIDパスワードによる制 限がなされているなどセキュリティに配慮してある。

② 税務電算システムの将来について

島根県は、税務電算システムを、マルチペイメントシステム、OSS(自動車保有関連手続のワンストップサービス)及び電子申告システムなどと連携できるようなシステムに改良する作業を行っているところであり、こうしたシステムとの連携を押し進めることで、賦課徴収事務のさらなる効率化及び徴収率の向上を期待したい。

③ 電子申告システムについて

電子申告システムについて、利用者が少ないという問題がある。島根県においては、税理士に対し、eLTA Xの積極的な利用を呼びかけるなどといった活動を行う べきである。 の半年前にリストを執行機関に送付し、執行機関において 改めて財産調査を行い、財産の保有、生活状況の改善が表 見された場合は執行停止の取消処分を行うとしている。今 後は、より適正な事務処理に努めるとともに、執行機関が 行った処分の取消について報告を求めるなど実態把握に努 める。

引き続き、適切な組織・人員配置に努める。

地方税法第48条に基づく特例滞納整理を平成17年度の導入以来、各市町村に認知され積極的に活用されるようになり、平成18年度においては、14市町から349件、滞納金額48百万円余を引き受け、約16百万円を徴収している。

納税者情報の保護を徹底するとともに、納税者から見た 安全・安心への配慮に引き続き努めたい。

納税環境の整備や事務の効率化に引き続き努めたい。

平成18年度から利用率の向上に取り組んでいるが、更に 効果的な方法を検討するとともに、(社)地方税電子化協 議会とも連携し、利用拡大に努める。